

## 令和6年度青森県救急安心センター（#7119）PR業務仕様書

### 1 目的及び業務概要

救急安心センター（#7119）とは、令和6年度に県が運用開始を予定している救急電話相談事業であり、住民が急な病気やけがをしたときに、救急車を呼んだほうがいいのか、今すぐ病院に行ったほうがいいのかなど判断に迷った際に電話をすることで、専門家から電話でアドバイスを受けることができるものである。

県内にいる利用者が固定電話や携帯電話から短縮ダイヤル（#7119）で発信することにより、相談窓口につながる仕組みとなっていることから、県内に滞在する旅行者等も利用可能である。

本業務は令和6年8月の運用開始予定時期に合わせ、公共交通機関等を活用して広く県民に周知しPRすることで、#7119の認知度向上と利用促進を図ることを目的とする。

### 2 業務名

令和6年度青森県救急安心センター（#7119）PR業務

### 3 委託期間

契約の日から令和7年3月28日（金）まで

### 4 業務内容

県民の生活に密着している公共交通機関や公共施設等を活用したPR業務を企画・実施し、あらゆる層の県民を対象として、県内全域にPRできる内容とすること。

#### （1）公共交通機関を活用したPRの実施

県内の公共交通機関（鉄道及びバス事業者）を活用し、列車内、バス車両内、鉄道駅等において各種媒体を活用して#7119の認知度向上と利用促進に繋がるPRを行う。

（想定）実施時期

- ・7月下旬～8月上旬
- ・救急の日（9月9日）及び救急医療週間（9月8日（日）から9月14日（土））

#### （2）ポスターの作成・公共機関へのポスターの掲出

県内の公共機関（市町村役場、消防機関、医療機関、公民館）に#7119のPRポスターを掲出するために、ポスターデザインの作成、印刷及び各所への発送を行う。

##### ① 送付先

県内関係機関約180箇所（市町村役場、消防機関、医療機関など）

##### ② 掲出時期

7月下旬～

##### ③ 作成枚数

600枚

##### ④ 留意点

- ・ポスターのサイズはA2縦またはB3縦とし、A4サイズでも流用可能なものとする。

### (3) SNS、ホームページ、広報誌等に掲載する画像データの作成

(2) のポスターデザインを基調とした SNS 等に掲載する画像データを作成する。

### (4) 県民向け啓発グッズの作成

救急の日及び救急医療週間において、県内消防機関と連携した県民向け PR を実施するため、県民に配布する啓発グッズを作成する。

- ・ 11 消防本部×100 人分×2 種類

### (5) 上記以外の #7119PR の実施

(1) から (4) に付随するもの及びそれ以外でより良い手法等があるときは、予算内で可能な範囲で提案すること。

## 5 著作権の取扱い

(1) 受託者は、本業務の成果品（以下「成果品」という。）が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保障し、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受託者の責めにおいて解決するものとする。

(2) 成果品については、成果品に関する著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）及び所有権を含めて、全て県に帰属するものとする。

ただし、成果品に含まれる受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利等については受託者に留保されるものとし、受託者がこれらを利用し成果品に類似した製品を作成することを妨げない。

(3) (2) において帰属した権利を保有した成果品（著作権）については、県が業務に使用する場合において、受託者の承諾なく自由に使用できるものとする。

(4) 受託者は、県並びに県から正当な権利を取得した第三者に対し、著作権人格権（公表権、指名表示権、同一性保持権）を行使しない。

## 6 成果品

(1) 実施報告書は紙媒体 3 部、記録媒体（CD-ROM 等）1 部とする。

(2) PR 用に制作したポスター及び各コンテンツのデータは記録媒体にて、委託者に納品すること。

## 7 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、発注者と受注者の協議により決定するものとする。